

(権利譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て法令で定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りでない。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受注者に提供するほか、受注者の要求に応じ収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生じる支障
- (5) その他注意事項

2 前項の情報等に変更があった場合は、発注者は、受注者に対し速やかに電話又は書面により情報提供するものとする。

3 発注者は、処理を委託する産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期及び回数：業務期間内に1回

(責任の範囲)

第9条 受注者は、委託業務の完了まで、法令に基づき適正に行わなければならない。

2 受注者が、委託業務の実施に関して法令に違反し、又は過失によって発注者若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償するものとし、これを発注者に負担させてはならない。

3 発注者は、前条第1項又は第2項に規定する情報の提供を的確に行わなかった場合は、そのことによって増加した費用の支払を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(産業廃棄物管理票)

第10条 発注者は、受注者に委託する産業廃棄物について、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を正確に洩れなく記載し、搬出の度に交付するものとする。

2 前項のマニフェストに記載誤等があった場合には、受注者は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、記載内容を確認の上、委託物を引取るものとする。

(積替、保管)

第 11 条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を積替、保管するときは、廃棄物処理法に定める保管期間内に運搬を終了させるものとする。

(調査権)

第 12 条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し委託業務の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(第三者の権利の使用)

第 13 条 受注者は、委託業務の実施に際し、特許権その他第三者の権利の対象となっているもの又は方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知することにより、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を停止し、又は中止することができるものとする。

2 前項の場合において委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、発注者は、受注者と協議してこれを定めるものとする。

3 第 1 項の場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(業務責任者等)

第 15 条 受注者は、委託業務の業務責任者及び現場における技術上の管理をつかさどる業務担当者を定め、書面により速やかに発注者に通知しなければならない。これらを変更したときも同様とする。

2 受注者又はその業務責任者は、この契約の履行に関し、発注者の指示に従って委託業務の運営管理及び現場の取締まり、その他の委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(損害の負担)

第 16 条 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。

(完了報告等)

第 17 条 受注者は、委託期間中各月ごとに、その月の委託業務の成果（以下「成果」という。）について業務報告書を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出しなければならない。ただし、別に仕様書で定める場合は、それによるものとし、業務計画上作業を実施しないこととなっている月については、提出を要しない。

2 受注者は、全ての委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(検査)

第 18 条 発注者は、前条の規定による業務報告書又は業務完了報告書を受領したとき

は、当該受領した日から起算して 10 日以内に、成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとする。

2 受注者は、成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しを行った後、発注者に手直完了届を提出して再検査を受けなければならない。

3 前項の場合の再検査の期日については、第 1 項の規定を準用する。

(委託料の請求)

第 19 条 受注者は、成果が前条の規定による検査に合格し、各月における処分量が確定したときは、発注者に対し書面により当該確定した処分量に相応する委託料を請求することができる。

2 前項の委託料の額は、「5 委託料」に定める単価に、前項の規定により確定した処分量を乗じて得た額（乗じた額に、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(委託料の支払)

第 20 条 発注者は、前条の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に、これを支払わなければならない。

2 発注者は、受注者から別途指定された銀行口座等へ、振込むものとする。

3 受注者は、発注者が前項の支払期限までに支払いを完了しないときは、支払い期限到来の日の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、当該未払いの額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を、発注者に請求できるものとする。

(契約の解除)

第 21 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき。

(2) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（委託業務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。

(4) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。

(5) 受注者が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の性質又は契約当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約の履行をせず、履行の催告をし

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (9) 受注者が、監督官庁から、委託業務の履行に必要な業務に係る営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の一部を解除することができる。
 - (1) 委託業務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来形部分（既に第 18 条の規定による検査に合格している部分を除く。）を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い出来形を確定した上、当該出来形に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。
- 5 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - (2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - (3) 上記(2)の場合、発注者は、当該業者に対し差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を受注者に対して償還を請求することができる。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、それが自己の責めに帰すべき理由によるときは、未処理分の委託料（排出予定数量から処理済数量を減じた数量に「5 委託料」を乗じて得た額）の 10 パーセントに相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
 - (1) 第 1 項及び第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 7 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生債務者等

8 前2項の違約金算定の基となる委託料は、第19条第2項の例により算定する。この場合において、同項中「前項の規定により確定した処分量」とあるのは「仕様書その他に定める委託期間中における見込総処分量」と読み替えるものとする。

第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用者が、業務に関し暴力行為を行ったと認められるとき。

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（受注者の契約解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してこの損害額を決定し、賠償するものとする。

- (1) 契約の内容を変更したため、委託料の想定総額が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 第14条第1項の規定による委託業務の停止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

2 受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

（契約解除等の通知）

第23条 契約の解除等を通知するときは、書面により遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

(履行遅滞による損害賠償)

第 24 条 受注者が自己の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合で、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から損害賠償金を徴して委託期間を延長することができる。

2 前項の損害賠償金は、延長前の委託期間満了の日の翌日から第 18 条の規定による検査に合格する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相当する委託料相当額として定める額につき年 14.5 パーセントの割合で算定した額とする。

(天災などによる履行不能)

第 25 条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

(守秘義務)

第 26 条 受注者は、成果及び委託業務の実施に際して知り得た事実を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 27 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取扱うに当たっては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 28 条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を、委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があれば、いつでも前項の書類を発注者に提出するものとする。

(疑義の解決)

第 29 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項で必要があるときは、関係法令にしたがいその都度、発注者及び受注者が誠意をもって協議し定めるものとする。

(特約事項)

第 30 条 本契約は、本契約に係る発注者の令和 7 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者、受注者両当事者が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号
公益財団法人広島県下水道公社
理事長 上 仲 孝 昌

受注者

委 託 業 務 の 内 容

- 1 業 務 名 太田川流域下水道東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その 2 (セメント化)
- 2 受注者名
- 3 受注者の処分に関する事業範囲

業 務 区 分	産 廃
許 可 県 名 等	〇〇〇
許 可 の 有 効 期 限	〇〇.〇〇.〇〇
事 業 の 範 囲	許可証のとおり 中間処理 (焼成・焼却 (セメント原料)) 汚泥等
許 可 番 号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

- 4 受注者の収集運搬に関する事業範囲

	業 務 区 分	産 廃
積 込 場 所	許 可 県 名 等	広島県
	許 可 の 有 効 期 限	〇〇.〇〇.〇〇
	事 業 の 範 囲	許可証のとおり
	許 可 の 条 件	
	許 可 番 号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
荷 降 ろ し 場 所	許 可 県 名 等	〇〇〇
	許 可 の 有 効 期 限	〇〇.〇〇.〇〇
	事 業 の 範 囲	許可証のとおり
	許 可 の 条 件	
	許 可 番 号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

- 5 委託業務の概要

太田川東部浄化センターから排出される産業廃棄物を下記の最終目的地まで収集・運搬し、下記の処分場所で処分 (中間処理) する。

- 6 運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	〇〇会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
積 替 ・ 保 管	積替・保管は行わない。

- 7 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価等

処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価	種類 汚泥 (脱水ケーキ) 数量 5, 7 0 0 t (予定数量) 単価 〇〇, 〇〇〇円/ t (消費税地方消費税を含む。)
収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価	種類 汚泥 (脱水ケーキ) 数量 5, 7 0 0 t (予定数量) 単価 〇, 〇〇〇円/ t (消費税地方消費税を含む。)

- 8 処分の場所、方法及び処理能力

事業場の名称・所在地	〇〇会社〇〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会社〇〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
処 分 方 法	中間処理 (焼成・焼却 (セメント化処理))
施設の処理能力	〇〇〇m ³ /日 (〇〇工場) 〇〇〇m ³ /日 (〇〇工場 1号) 〇〇〇m ³ /日 (〇〇工場 2号)

- 9 最終処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者より委託された産業廃棄物の中間処理後の物質を最終処分場に搬入せず、全て製品 (セメント材料) として有効活用する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（業務の再委託）

第9 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第10 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が

記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

(共同企業体の場合)

処分業務委託契約書

公益財団法人広島県下水道公社を発注者とし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を受注者として、発注者・受注者両当事者は、次のとおり委託契約を締結した。

- 1 委託業務名 太田川流域下水道東部浄化センター
脱水ケーキ処理業務その2 (セメント化) (処分)
- 2 排出場所 広島市南区向洋沖町1番1号
- 3 委託業務 太田川東部浄化センターから排出した脱水ケーキ (以下「産業廃棄物」という。) のセメント化
- 4 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 委託料 1トン当たりの処分費 金〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円)
- 6 契約保証金 契約総額の100分の10に相当する額を納付すること。ただし、履行保証保険契約に係る保険証券を提供したときは、納付を免除する。

(目的)

第1条 発注者は、上記の業務 (以下「委託業務」という。) を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

(実施の方法)

第2条 受注者は、別添仕様書及び図面等 (以下「仕様書等」という。) 並びに発注者の指示に従って委託業務を誠実に履行しなければならない。

(法の遵守)

第3条 発注者及び受注者は、委託業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。) その他の関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第4条 受注者の事業範囲は、別記1「委託業務の内容」に記載のとおりとし、受注者はこの事業範囲を証する許可証の写しを発注者に提出しなければならない。なお、許可証及び許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出するものとする。

(業務計画表)

第5条 受注者は、仕様書等に基づき業務計画表を作成し、発注者の指定する日までに、これを発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受注者に提供するほか、受注者の要求に応じ処分を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生じる支障
- (5) その他注意事項

2 前項の情報等に変更があった場合は、発注者は、受注者に対し速やかに電話又は書面により情報提供するものとする。

3 発注者は、処理を委託する産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期及び回数：委託期間内に1回

(責任の範囲)

第9条 受注者は、委託業務の完了まで、法令に基づき適正に行わなければならない。

2 受注者が、委託業務の実施に関して法令に違反し、又は過失によって発注者若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償するものとし、これを発注者に負担させてはならない。

3 発注者は、前条第1項又は第2項に規定する情報の提供を的確に行わなかった場合は、そのことによって増加した費用の支払を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(産業廃棄物管理票)

第10条 発注者は、受注者に委託する産業廃棄物について、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を正確に洩れなく記載し、搬出の度に交付するものとする。

2 前項のマニフェストに記載誤等があった場合には、受注者は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、記載内容を確認の上、委託物を引取るものとする。

(調査権)

第11条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し、委託業務の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(第三者の権利の使用)

第12条 受注者は、委託業務の実施に際し、特許権その他第三者の権利の対象となつ

ているもの又は方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知することにより、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を停止し、又は中止することができるものとする。

2 前項の場合において委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、発注者は、受注者と協議してこれを定めるものとする。

3 第 1 項の場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(損害の負担)

第 14 条 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。

(完了報告等)

第 15 条 受注者は、委託期間中各月ごとに、その月の委託業務の成果（以下「成果」という。）について業務報告書を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出しなければならない。ただし、別に仕様書で定める場合は、それによるものとし、業務計画上作業を実施しないこととなっている月については、提出を要しない。

2 受注者は、全ての委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(検査)

第 16 条 発注者は、前条の規定による業務報告書又は業務完了報告書を受領したときは、当該受領した日から起算して 10 日以内に、成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとする。

2 受注者は、成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しを行った後、発注者に手直完了届を提出して再検査を受けなければならない。

3 前項の場合の再検査の期日については、第 1 項の規定を準用する。

(委託料の請求)

第 17 条 受注者は、成果が前条の規定による検査に合格し、各月における処分量が確定したときは、発注者に対し書面により当該確定した処分量に相応する委託料を請求することができる。

2 前項の委託料の額は、「5 委託料」に定める単価に、前項の規定により確定した処分量を乗じて得た額（乗じた額に、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(委託料の支払)

第 18 条 発注者は、前条の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に、これを支払わなければならない。

- 2 発注者は、受注者から別途指定された銀行口座等へ、振込むものとする。
- 3 受注者は、発注者が前項の支払期限までに支払いを完了しないときは、支払い期限到来の日の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、当該未払いの額につき算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を、発注者に請求できるものとする。

（契約の解除）

第 19 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
 - (2) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。
 - (3) 受注者がこの契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（委託業務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。
 - (4) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
 - (5) 受注者が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (7) 契約の性質又は契約当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (9) 受注者が、監督官庁から、委託業務の履行に必要な業務に係る営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 委託業務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来形部分（既に第 16 条の規定による検査に合格している部分を除く。）を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い出来形を確定した上、当該出来形に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。
- 5 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の

業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(3) 上記(2)の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

6 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、それが自己の責めに帰すべき理由によるときは、未処理分の委託料（排出予定数量から処理済数量を減じた数量に「5 委託料」を乗じて得た額）の10パーセントに相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(1) 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

7 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

8 前2項の違約金算定の基となる委託料は、第17条第2項の例により算定する。この場合において、同項中「前項の規定により確定した処分量」とあるのは「仕様書その他に定める委託期間中における見込総処分量」と読み替えるものとする。

第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又

は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(受注者の契約解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してこの損害額を決定し、賠償するものとする。

(1) 契約の内容を変更したため、委託料の想定総額が3分の1以下に減少したとき。

(2) 第14条第1項の規定による委託業務の停止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者が契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

2 受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(契約解除等の通知)

第21条 契約の解除等を通知するときは、書面により遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

(履行遅滞による損害賠償)

第22条 受注者が自己の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合で、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から損害賠償金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の損害賠償金は、延長前の委託期間満了の日の翌日から第16条の規定による検査に合格する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相当する委託料相当額として定める額につき年14.5パーセントの割合で算定した額とする。

(天災などによる履行不能)

第23条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

(守秘義務)

第24条 受注者は、成果及び委託業務の実施に際して知り得た事実を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、業務を行うため個人情報を取扱うに当たっては、別記2「個人情

報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 26 条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を、委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があればいつでも前項の書類を発注者に提出するものとする。

(疑義の解決)

第 27 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項で必要があるときは、関係法令にしたがいその都度、発注者及び受注者が誠意をもって協議し定めるものとする。

(特約事項)

第 28 条 本契約は、本契約に係る発注者の令和 7 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

この契約の締結を証するため契約書 2 通を作成し、発注者、受注者両当事者が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号
公益財団法人広島県下水道公社
理事長 上 仲 孝 昌

受注者

別記1 (第4条関係)

(共同企業体の場合)

委託業務の内容

- 1 業務名 太田川流域下水道東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その2 (セメント化)
(処分)
- 2 受注者名 ○○○○○○○○
- 3 処分に関する事業範囲

区 分	事 項 等
業務区分	産 廃
業者名・所在地	○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○
許可県名等	○○○
許可の有効期限	○○.○○.○○まで
事業の範囲	許可証のとおり
産業廃棄物の種類	汚泥(脱水ケーキ)
許可番号	第○○○○○○○○○○○号
事業場の名称	○○○○○○○○○○○
処分方法	焼成・焼却(セメント化处理)
施設の処理能力	○○○t、○○○t/日の○基

- 4 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価等

産業廃棄物の種類、数量	汚泥(脱水ケーキ)、5, 700t (予定数量)
処分予定数量、処分方法及び処理処分単価	焼成・焼却(セメント化处理)、5, 700t、○○,○○○円
処分施設の処理能力	○○○t、○○○t/日の○基
処分施設の所在地	○○○○○○○○○○○
最終処分施設の所在地	———

- 5 受注者の指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

区 分	事 項 等	
業務区分	産 廃	
業者名・所在地	○○○○○○○ (収集・運搬業者) ○○○○○○○○○○○	
積込場所	許可県名等	広島県
	許可の有効期限	○○.○○.○○まで
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
荷降ろし場所	許可番号	第○○○○○○○○○○○号
	許可県名等	○○○
	許可の有効期限	○○.○○.○○まで
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
	許可番号	第○○○○○○○○○○○号

- 6 脱水ケーキ(汚泥)の利用方法及び処理フロー

受注者は、発注者より委託された産業廃棄物を最終処分場に搬入せず、全て製品(セメント材料)として有効活用する。



個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（業務の再委託）

第9 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第10 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が

記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受注者に提供するほか、受注者の要求に応じ収集・運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生じる支障
- (5) その他注意事項

2 前項の情報等に変更があった場合は、発注者は、受注者に対し速やかに電話又は書面により情報提供するものとする。

3 発注者は、処理を委託する産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：汚泥

提示する時期及び回数：委託期間内に1回

(責任の範囲)

第9条 受注者は、委託業務の完了まで、法令に基づき適正に行わなければならない。

2 受注者が、委託業務の実施に関して法令に違反し、又は過失によって発注者若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償するものとし、これを発注者に負担させてはならない。

3 発注者は、前条第1項又は第2項に規定する情報の提供を的確に行わなかった場合は、そのことによって増加した費用の支払を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(産業廃棄物管理票)

第10条 発注者は、受注者に委託する産業廃棄物について、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を正確に洩れなく記載し、搬出の度に交付するものとする。

2 前項のマニフェストに記載誤等があった場合には、受注者は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、記載内容を確認の上、委託物を引取るものとする。

(積替、保管)

第11条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を積替、保管するときは、廃棄物処理法に定める保管期間内に運搬を終了させるものとする。

(調査権)

第12条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し、委託業務の

実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(第三者の権利の使用)

第 13 条 受注者は、委託業務の実施に際し、特許権その他第三者の権利の対象となっているもの又は方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知することにより、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を停止し、又は中止することができるものとする。

2 前項の場合において委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、発注者は、受注者と協議してこれを定めるものとする。

3 第 1 項の場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(損害の負担)

第 15 条 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。

(完了報告等)

第 16 条 受注者は、委託期間中各月ごとに、その月の委託業務の成果（以下「成果」という。）について業務報告書を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出しなければならない。ただし、別に仕様書で定める場合は、それによるものとし、業務計画上作業を実施しないこととなっている月については、提出を要しない。

2 受注者は、全ての委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務完了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区域に応じたマニフェスト B2、B4、B6 の運搬終了報告で代えることができる。

(検査)

第 17 条 発注者は、前条の規定による業務報告書又は業務完了報告書を受領したときは、当該受領した日から起算して 10 日以内に、成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとする。ただし、収集運搬のみだけの検査は行わない。

2 受注者は、成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しを行った後、発注者に手直完了届を提出して再検査を受けなければならない。

3 前項の場合の再検査の期日については、第 1 項の規定を準用する。

(委託料の請求)

第 18 条 受注者は、成果が前条の規定による検査に合格し、各月における処分量が確定したときは、発注者に対し書面により当該確定した処分量に相応する委託料を請求することができる。

2 前項の委託料の額は、「5 委託料」に定める単価に、前項の規定により確定した処分量を乗じて得た額（乗じた額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（委託料の支払）

第19条 発注者は、前条の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、これを支払わなければならない。

2 発注者は、受注者から別途指定された銀行口座等へ、振込むものとする。

3 受注者は、発注者が前項の支払期限までに支払いを完了しないときは、支払い期限到来の日の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、当該未払いの額につき算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を、発注者に請求できるものとする。

（契約の解除）

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき。

(2) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（委託業務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。

(4) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。

(5) 受注者が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の性質又は契約当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 受注者が、監督官庁から、委託業務の履行に必要な業務に係る営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。

2 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の一部を解除することができる。

(1) 委託業務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来形部分（既に第17条の規定による検査に合格している部分を除く。）を書面

をもって発注者に報告しなければならない。

4 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い出来形を確定した上、当該出来形に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。

5 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(3) 上記(2)の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

6 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、それが自己の責めに帰すべき理由によるときは、未処理分の委託料（排出予定数量から処理済数量を減じた数量に「5 委託料」を乗じて得た額）の10パーセントに相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(1) 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

7 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

8 前2項の違約金算定の基となる委託料は、第18条第2項の例により算定する。この場合において、同項中「前項の規定により確定した処分量」とあるのは「仕様書その他に定める委託期間中における見込総処分量」と読み替えるものとする。

第20条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- 2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(受注者の契約解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してこの損害額を決定し、賠償するものとする。

- (1) 契約の内容を変更したため、委託料の想定総額が3分の1以下に減少したとき。
 - (2) 第14条第1項の規定による委託業務の停止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。
- 2 受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(契約解除等の通知)

第22条 契約の解除等を通知するときは、書面により遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

(履行遅滞による損害賠償)

第23条 受注者が自己の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合で、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から損害賠償金を徴して、委託期間を延長することができる。

- 2 前項の損害賠償金は、延長前の委託期間満了の日の翌日から第17条の規定による検査に合格する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相当する委託料相当額として定める額につき年14.5パーセントの割合で算定した額とする。

(天災などによる履行不能)

第24条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

(守秘義務)

第 25 条 受注者は、成果及び委託業務の実施に際して知り得た事実を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 26 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取扱うに当たっては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 27 条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を、委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があればいつでも前項の書類を発注者に提出するものとする。

(疑義の解決)

第 28 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項で必要があるときは、関係法令にしたがいその都度、発注者及び受注者が誠意をもって協議し定めるものとする。

(特約事項)

第 29 条 本契約は、本契約に係る発注者の令和 7 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

この契約の締結を証するため契約書 2 通を作成し、発注者、受注者両当事者が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号
公益財団法人広島県下水道公社
理事長 上 仲 孝 昌

受注者

委託業務の内容

- 1 業務名 太田川流域下水道東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その2 (セメント化)
(収集運搬)
- 2 受注者名 ○○○○○○○○
- 3 収集運搬に関する事業範囲

区 分		事 項 等
業務区分		産 廃
業者名・所在地		○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○
積 込 場 所	許可県名等	広島県
	許可の有効期限	○.○.○まで
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
	許可番号	第○○○○○○○○○○○号
荷 降 ろ し 場 所	許可県名等	○○○
	許可の有効期限	○.○.○まで
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
	許可番号	第○○○○○○○○○○○号
担当収集運搬の範囲		太田川流域下水道東部浄化センターから○○○○○○○の中間処理施設まで

- 4 運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	○○○○○○○○○○○
積 替 ・ 保 管	積替え及び保管は行わない

- 5 委託する産業廃棄物の数量及び範囲

産業廃棄物の予定数量及びその範囲
収集・運搬 [汚泥] 予定数量 5,700 t 太田川流域下水道東部浄化センターから○○○○○○○の中間処理施設まで

- 6 産業廃棄物の利用方法

受注者は、発注者より委託された産業廃棄物を最終処分場に搬入せず、全て製品(セメント材料)として有効活用する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（業務の再委託）

第9 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第10 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が

記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。